

募集・おしらせ

償却資産の申告はお済ですか？まだ申告書を提出されていない方は速やかに税務課まで！

問合せ先 ● 税務課 ☎35-13627

トワイライト・オン キャンペーン実施中

2月の車などのライト点灯時刻、
目安は午後5時ごろです。

問合せ先 | 市民活動推進課
☎35-3412

弁護士無料法律相談会

申込・問合せ先 | 福祉課 ☎35-3139
広報ID | 1004899

対象 市内在住の方
期日 3月21日(火)
時間 午後1時～4時
場所 市役所(花岡町2)
定員 9人(超えた場合は抽選)
申込方法 3月14日(火)までにTEL

犯罪被害者相談会

問合せ先 | ぎふ犯罪被害者支援センター
☎0120-968-783

ぎふ犯罪被害者支援センターによる
相談会が開催されます。秘密は厳守され
ます。
期日 2月22日(水)
時間 午前11時～午後3時まで
場所 市役所(花岡町2)
当日受付 市民活動推進課(本庁3階)
窓口へお越しください。
※相談無料、事前申込不要です。

障がい者・ 冬の上高地自然探勝会

問合せ先 | 社会福祉協議会
☎35-0294 FAX34-6736

冬の上高地の自然探勝と参加者交流
を深める目的で開催します。
期日 3月5日(日)
時間 午前7時15分～午後5時
場所 総合福祉センター(昭和町2)に集合
定員 下肢障がいの方2人、その他の障
がいの方18人
参加料 1,000円(保険料含む)
申込方法 2月21日(火)午後5時までにTEL
・FAX
※参加者は3月3日(金)午後7時から事前
勉強会があります。

折り紙講座

申込
問合せ先 | 女性青少年会館
☎32-0394 FAX35-2394
Mail:info@takayama-home.jp

期日 3月15日(水)
時間 午前10時～正午
場所 女性青少年会館(花里町1)
対象 市内在住・在勤の方
定員 16人(超えた場合は抽選)
参加料 300円
申込方法 2月28日(火)までに来館・TEL・
FAX・MAIL(講座名、氏名、住
所、電話番号を明記)

消費者価格調査モニター

申込
問合せ先 | 市民活動推進課
☎35-3412 FAX35-3414
広報ID | 1006934

小売店の店頭調査や消費生活に関す
る意見提出などを行っていただくモニター
を募集します。
任期 4月1日～平成30年3月31日
対象 市内在住の方
募集人数 10人(超えた場合は選考)
業務内容
● 価格調査(指定する店舗・毎月22品目)
● 研修会や学習会への参加
● 消費生活に関する意見の提出
申込方法 3月3日(金)までにTEL・FAX・HP

高齢者健康教室 ひざ腰元気教室

申込
問合せ先 | 福祉サービス公社
☎36-2940

期日 2月23日～7月20日
期間中の毎週木曜日
時間 午後1時30分～3時30分
場所 保健センター(花岡町2)
対象 市内在住の65歳以上の方(過去
に受講した方はご遠慮ください)
定員 15人程度
参加料 無料
申込方法 2月22日(火)までにTEL

消防本部からのお知らせ

重大な消防法令 違反の建物を ホームページで 公表します

建物の利用者自らが利用する
建物の消防用設備などの危険性
について判断できるよう、重大な
消防法令違反の建物をホームペ
ージで公表する制度が平成31年4
月から始まります。

問合せ先 | 消防本部予防課
☎32-3027

■公表の対象となる建物

- ▽飲食店や物品販売店など、不特定多数の方が利用する建物。
- ▽病院や社会福祉施設など、自力で避難することが難しい方が利用している建物。

■公表の対象となる違反

建物に義務付けられた消防用設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備)が設置されていない重大な消防法令違反。

■公表への流れ

市消防本部が実施する立入検査で違反を確認し、建物の関係者に違反を通知してから14日を経過してもなお違反が認められる場合に公表します。公表は違反が是正されるまでの間継続します。

■公表する内容

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反の内容
- ④公表日

■公表の方法

市ホームページで公表。

■制度の開始日

平成31年4月1日から。

関係者の皆さんへ

建物の増改築や用途変更を行う場合は、新たに消防用設備などの設置や既存消防用設備などの改修・増設が必要となる場合があります。

実施される前に最寄りの消防本部や消防署、分署、出張所にご相談ください。